

※学生宛ては、P3～P4を参照願います。

令和5年3月13日

教職員 各位

危機対策本部長(学長)

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う本学の対応について

政府により「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が決定され、5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行されることに伴い、本学の教育研究活動等に係る基本的な対応については、以下のとおりとする。

なお、本学における「新型コロナウイルス感染防止のための行動指針」については、5類感染症への移行に伴い、5月7日をもって廃止とするが、4月1日から5月7日までの行動指針は、別途、定めることとする。

記

【1】3月13日からの対応

1. マスク着用について

- ・個人の判断に委ねるものとする。
- ・3月24日の卒業式・修了式、4月5日の入学式におけるマスクの着用は、参加者個々の判断に委ねることとする。
- ・マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する。

【2】4月1日からの対応

1. 海外渡航について

※3月31日をもって以下を廃止する。

- ・海外渡航に係る許可の基準及び要件(教職員)(令和4年11月1日から当面の間)
- ・「海外渡航に係る申請書(別紙様式:教職員用)」の提出

※4月1日より以下を適用する。

- ・外務省の感染症危険レベル2以上の国へ渡航する場合は、学長の許可を必要とする。
- ・教職員の海外旅行保険の加入は、原則、個人で加入する。
- ・海外実務訓練派遣基準、海外リサーチインターシップ派遣基準については、包括的な基準に変更。4月1日より届出に変更
- ・学生の渡航については、原則、学部生は教員帯同、大学院生は、単独又は教員帯同とする。(海外実務訓練、海外リサーチインターシップは除く。)
- ・私事渡航については、届出を総務課人事労務室福祉・職員係に提出する。

2. 大学構内の立ち入り制限について

4月1日をもって解除とする。

3. 学内施設の利用制限について

※4月1日より体制が整い次第以下の制限を解除する。

- ・講義室における座席の間隔
- ・食堂(第1、第2及び喫茶)の座席数の削減及び営業時間等
- ・福利棟厚生施設(食堂(第1、第2及び喫茶)、売店等)の学外者利用制限
- ・附属図書館の学外者利用制限
- ・学外者への一時使用貸付の制限(講義棟、体育館、グラウンド等)
- ・構内見学者の受入れ
- ・学生宿舎内クラスター発生防止のために確保していた国際交流会館及び30周年記念学生宿舎22室の確保制限
- ・体育館の更衣室の使用
- ・体育施設の利用上の制限

4. 飲食を伴う会合について

実施する場合は、感染対策(座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、換気)を徹底すること。

【3】4月3日からの対応

1. 陽性者の発生状況報告について

陽性者の発生の有無に関わらず毎週月曜日に行っている前週一週間の発生状況報告については、4月3日の報告(3月27日～4月2日)より陽性者が発生した場合のみ報告するものとする。(報告がなかった場合は、陽性者の発生が無かったこととする。)

【4】その他

- ・基本的な感染対策(換気、手洗い、三密の回避)は、継続する。
- ・学内の感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがある。

(参考) 5類感染症に位置づけられることに伴い廃止されるもの(5月8日より廃止)

- ・行動制限(患者:最大7日間、濃厚接触者:最大5日間、就業制限、健康状態の報告)
- ・入院措置、勧告
- ・政府の新型コロナウイルス感染症対策本部、都道府県対策本部
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・検疫法上の「検疫感染症(1類、2類、4類、新型インフルエンザ等感染症)」から除外

学生 各位

危機対策本部長(学長)

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う本学の対応について

政府により「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が決定され、5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行されることに伴い、本学の教育研究活動等に係る基本的な対応については、以下のとおりとする。

なお、本学における「新型コロナウイルス感染防止のための行動指針」については、5類感染症への移行に伴い、5月7日をもって廃止とするが、4月1日から5月7日までの行動指針は、別途、定めることとする。

記

■3月13日からの対応

1. マスク着用について

- ・3月13日からは、個人の判断に委ねるものとする。
- ・3月24日の卒業式・修了式、4月5日の入学式におけるマスクの着用は、参加者個々の判断に委ねることとする。
- ・マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する。

■4月1日からの対応

1. 海外渡航について

※3月31日をもって以下を廃止する。

- ・海外渡航に係る許可の基準及び要件(令和4年11月1日から当面の間)に定めている「海外渡航に係る申請書(別紙様式:学生用)」の提出
- ・「海外渡航に係る理由書」の提出(留学生の私事渡航による一時帰国)

※4月1日より以下を適用する。

- ・外務省の感染症危険レベル2以上の国へ渡航する場合は、学長の許可を必要とする。
- ・原則、学部生は教員帯同、大学院生は、単独又は教員帯同とする。(海外実務訓練、海外リサーチインターシップは除く。)
- ・海外実務訓練派遣基準、海外リサーチインターシップ派遣基準については、包括的な基準に変更。4月1日より届出に変更
- ・渡航前に「海外渡航に関する同意書」を提出する。(従来の様式と変更無し)
- ・留学生の一時帰国による私事渡航は、「旅行届」を学生支援課留学生係に提出する。

2. 学内施設の利用制限について

※4月1日より体制が整い次第以下の制限を解除する。

- ・講義室における座席の間隔
- ・食堂(第1、第2及び喫茶)の座席数の削減及び営業時間等
- ・福利棟厚生施設(食堂(第1、第2及び喫茶)、売店等)の学外者利用制限
- ・附属図書館の学外者利用制限
- ・学外者への一時使用貸付の制限(講義棟、体育館、グラウンド等)
- ・構内見学者の受入れ
- ・学生宿舎内クラスター発生防止のために確保していた国際交流会館及び30周年記念学生宿舎22室の確保制限
- ・体育館の更衣室の使用
- ・体育施設の利用上の制限

3. 課外活動について

※3月31日をもって以下を廃止する。

- ・サークル活動については、1回2時間以内で活動すること。
- ・活動再開にあたっては、各競技によって団体が定めたガイドラインにも留意し、事前に学生支援課に感染対策を盛り込んだ新たな令和4年度以降の活動計画を提出し、許可を得てから活動すること。
- ・①合宿、②学外でのサークル活動、③県内他大学等との交流を伴う活動は、当面の間、県内に限っての活動は事前に活動計画書を提出し許可を得れば可能とするが、県外居住者が参加する活動は当面の間禁止とする。

4. 飲食を伴う会合について

実施する場合は、感染対策(座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、換気)を徹底すること。

5. 陽性者の発生状況報告について

学内における陽性者の発生状況について、毎週月曜日に前週一週間の陽性者発生状況を陽性者が発生した場合のみ LiveCampus によりお知らせする。(報告がなかった場合は、陽性者の発生が無かったこととする。)

■その他

- ・基本的な感染対策(換気、手洗い、三密の回避)は、継続する。
- ・学内の感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがある。

(参考) 5類感染症に位置づけられることに伴い廃止されるもの(5月8日より廃止)

- ・行動制限(患者:最大7日間、濃厚接触者:最大5日間、就業制限、健康状態の報告)
- ・入院措置、勧告
- ・政府の新型コロナウイルス感染症対策本部、都道府県対策本部
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・検疫法上の「検疫感染症(1類、2類、4類、新型インフルエンザ等感染症)」から除外